

## 周南市中小企業振興融資制度Q & A

### 【共通事項】

#### Q1 (共通事項) 申請の仕方はどうすればよいか？

A1 保証付制度融資に関しては、基本的には、随時、信用保証協会に書類一式を提出していただき、信用保証協会承認されれば融資が実行できます。

ただし、融資審査会の開催が必要と判断される場合は、審査会での承認となりますので、融資実行までは一定の期間がかかる場合もあります。

プロパー制度融資に関しては、各取扱金融機関で融資決定をしていただきますが、「企業立地促進資金」に関しては、申込者が実施する事業が対象事業となるのか判断するため、事前に商工振興課にご相談いただき「企業立地促進資金融資対象事業確認書」の交付を受けていただく必要があります。

#### Q2 (共通事項) 申請書提出先は基本的に金融機関から保証協会に提出するが、「個人情報」の提供に関する同意書(市・商工会議所宛)は常に添付する必要があるのか？

A2 この同意書は、市や商工会議所、商工会が申請書を受けた時に、信用保証協会に対して書類を渡すために必要なものですので、申請書を金融機関から直接、信用保証協会に提出する場合には提出不要です。

#### Q3 (共通事項) 「滞納の無いことの証明書」の有効期間はどれくらいか？

A3 証明書の発効日の翌日から起算して30日間有効です。  
有効期間内に信用保証協会にお申し込みください。

#### Q4 (共通事項) 資金の併用は可能か？

A4 資金の併用は可能です。

ただし、保証付資金の場合は、中小企業者1人に対する保証金額の上限が2億8000万円となりますので、既保証残がある場合は、その残額を差し引いた額が限度となります。

#### Q5 (共通事項) どの資金でも融資期間内であれば短期で融資ができるのか？

A5 短期で融資できるのは、手形貸付である中小企業短期資金(プロパー)のみです。他の資金は、証書貸付ですので、1年以上の長期での融資ということになります。

#### Q6 (共通事項) 市外に設備投資する場合も市制度融資を利用できるか？

A6 原則として、設備投資の対象は市内投資に限ります。

ただし、市内の事業が実質的に消滅するものでなく、市内経済活動を促進する場合には、対象とする場合もあります。

**Q7 (共通事項) 土地の取得も対象となるのか？**

- A7 市制度融資を土地の取得のための資金として利用することは可能ですが、事業用の土地として取得する場合には限ります。  
投機目的の土地取得は、対象となりません。  
土地の購入で利用する場合は、事業目的による取得であることを誓約していただくための「誓約書」を添付してください。

**Q8 (共通事項) 車両の取得も対象となるのか？**

- A8 市制度融資を利用できるのは、営業等で使用する事業用車両を取得する場合には限ります。

**Q9 (共通事項) NPO法人は融資制度の対象となるか？ NEW!**

- A9 平成27年10月1日から特定事業を行う特定非営利活動法人も市制度融資を利用することが可能になりました。

**Q10 (共通事項) 各資金の契約口数は？**

- A10 保証付資金・プロパー資金を通して、資金ごとに契約口数は1口です。(1資金1契約)  
小規模企業特別資金のみ、融資限度額の範囲内において2口目の融資申込が可能です。ただし、資金使途が同一の場合、分割返済の期間が2年以上又は返済額が1/2以上であることを要します。

## 【小規模企業特別資金】

**Q11 (小規模企業特別資金) 平成27年4月以降の借入れでは2年又は1/2以上の返済実績があれば折り返し可能だが、平成27年3月末までに借りた資金についても同条件を満たせば折り返して良いのか？**

- A11 平成27年3月末までの融資については、なお従前の例によるため、借入時の折り返し要件である「融資期間及び金額が1/2以上」を満たしていなければ、折返し融資を受けることはできません。  
ただし、折り返した後は、現制度の利用になりますので、2年又は1/2以上の返済実績があれば折り返すことができます。

**Q12 (小規模企業特別資金) 平成27年4月以降の借入れでは2口目の融資が可能だが、平成27年3月末までに借りた資金の返済が残っている場合に、2口目の融資を受けることは可能か？**

- A12 平成27年3月末までの借入れでは1資金1契約なので、2口目を融資することはできません。  
ただし、借入時の折り返し要件である「融資期間及び金額が1/2以上」を満たせば、同じ銀行が折り返しで融資することは可能です。折り返した後は、現制度となりますので、2口目が可能になります。

Q13 (小規模企業特別資金) 平成27年4月以降に運転・設備資金として融資を受けた場合、2口目は可能か?

A13 運転・設備資金として融資を受けた場合、「2年又は1/2返済」するまでは、運転資金又は設備資金を2口目として借り入れたくとも既に同使途で借り入れているとみなされるため、2口目はできません。

ただし、「2年又は1/2以上の返済実績」の条件を満たせば、同使途でも2口目が可能となります。

Q14 (小規模企業特別資金) ある事業者の融資について、金融機関2行から信用保証協会に同日申込をした場合は、1口という扱いになるのか?

A14 申込書1枚につき1口と考えますので、同日申込であっても2口とみなします。そのため、同一資金使途であれば、申込を受け付けることはできません。

## 【小規模・中小企業経営改善資金】

Q15 小規模・中小企業経営改善資金(保証付)は、どのような資金か?

A15 この資金は、業況の厳しい小規模及び中小企業を対象とする資金で、セーフティネット保証の認定を受けた事業者だけでなく、セーフティネット保証の対象外業種の事業者でも同等の状況であれば利用できます。

また、山口県指定の指定再生手続き開始申立等事業者に債権を有する事業者(債権額50万円以上又は取引依存度20%以上)や災害により事業活動に影響を受けた事業者(罹災証明を受けた事業者)も利用することができます。

申請に当たっては、これらの状況が分かる書類(セーフティネット保証認定書(周南市で認定したもの)など)の添付が必要となります。

Q16 (小規模・中小企業経営改善資金)「(2)最近3ヶ月又は6ヶ月」とは?

A16 申請月を除いて、最大で3ヶ月まで遡ることが可能です。

つまり、4月の申請であれば、10~3月のうちどこか連続した3ヶ月、又は、7~3月のどこか連続した6ヶ月の数値で申請することが出来ます。

## 【起業化支援資金】

Q17 (起業化支援資金)2年を超えて個人で事業を行っていた人が、最近法人化した場合、起業化支援資金の「開業して2年以内」に該当するのか?

A17 法人化して事業形態が変わっても、事業期間は個人での事業期間から累積します。したがって、「開業して2年以内」には該当しません。

Q18 (起業化支援資金)「(2)開業に必要な資金の20%以上を自己資金として有し」とあるが、その考え方は? NEW!

A18 開業資金の80%を借入限度額とし、20%は自己資金で賄っていただくということです。

開業資金が500万円であれば、借入限度額は400万円となり、100万円は自

己資金で賄っていただく必要があります。

また、仮に、自己資金を300万円有していた場合、「開業資金500万円のうち300万円は自己資金があるから、借入は200万円しかできない」とはなりません。

最低でも20%を自己資金で賄えば良いため、自己資金が300万円あったとしても、開業に充てる自己資金を100万円とし、借入を400万円とすることが可能です。

**Q19 (起業化支援資金) 特定創業支援事業とは? NEW!**

A19 特定創業支援事業とは、周南市または創業支援事業者（徳山商工会議所、新南陽商工会議所、株式会社山口銀行、株式会社西京銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社エス・ケイ・ベンチャーズ）が創業希望者等に行う、1か月以上にわたる継続的な支援で1. 経営、2. 財務、3. 人材育成、4. 販路開拓の4つのスキルが習得できる事業を言います。

申込にあたっては、市が発行する証明書が必要となります。

**Q20 (起業化支援資金) 「(2) 起業化支援アドバイザー又は中小企業支援センター等から推薦を受けられるもの」とあるが、具体的には? NEW!**

A20 ○起業化支援アドバイザー

- ・山口銀行徳山支店長
- ・西京銀行本店長
- ・東山口信用金庫周南支店長

○中小企業支援センター等

- ・山口県中小企業支援センター（やまぐち産業振興財団内）
- ・徳山地域中小企業支援センター（徳山商工会議所内）

## 【中心市街地活性化資金】

**Q21 中心市街地活性化資金（保証付）は、どのような資金か?**

A21 この資金は、中心市街地での民間投資を活性化させることを目的とした資金で、「周南市中心市街地活性化基本計画」の区域内で店舗や事務所等を新設、改装されるような場合などに利用していただけるものです。

中心市街地活性化基本計画の区域は、市制度融資パンフレットの裏面に地図を記載していますので確認してください。

**Q22 (中心市街地活性化資金) 複数店舗をもっている事業者の場合、中心市街地区域内に1つでも店舗があれば、区域外の事業所に対する設備投資資金として中心市街地活性化資金を利用できるか?**

A22 中心市街地活性化資金は「中心市街地での店舗等の新增設・改築等により、地域活性化を図るための資金」なので、単に、中心市街地対象区域内に事業所を所有しているだけでなく、区域内の事業所に対する設備投資を行う場合に利用できる資金となります。

このため、区域外の事業所に対する設備投資資金として中心市街地活性化資金を利用することはできません。

Q23 中心市街地活性化資金（保証付）で「運転のみ」の利用は可能か？

A23 中心市街地での設備投資を促進することで地域活性化を図ることを目的とした資金なので、「設備」を目的とした利用が必須となります。したがって「運転のみ」の利用はできません。

## 【小規模企業近代化資金】

Q34 小規模企業特別資金（保証付）と小規模企業近代化資金（保証付）の違いは？

A34 小規模企業特別資金は、用途に制限を設けない資金ですが、小規模企業近代化資金は、その資金で導入する設備等により、事業の効率化や拡大等が図れるものや大規模な工場の増設、店舗の拡大、顧客の取り込みや従業員の福利厚生の実施のための駐車場の整備、従業員の福利厚生の実施のための福祉施設の整備等に利用していただくためのメニューです。

したがって、近代化資金を利用される場合は、「周南市中小企業振興融資申込書」の資金用途欄に、「どんな設備を導入し、どのように事業が効率化されるのか」や「事業拡大のための工場の増設」等の記載をお願いします。

Q35 （小規模企業近代化資金）「（1）設備の近代化を促進する機械器具類・車両等の購入資金」とは、どのような場合が該当するのか？

A35 導入する設備等により、

- ・業務効率が改善される
- ・新たな事業展開につながる
- ・経営基盤が強化される

等の直接的な効果が期待されるものを対象としています。

例えば、自社電力の一部を賄うために太陽光パネルを設置するような場合には、直接的な効果とは言えないので、対象外となります。

## 【プロパー制度融資全般】

Q36 （中小企業短期資金）平成27年10月1日から中小企業季節資金が中小企業短期資金へ変わったが、内容はどのように変わったか？ NEW!

A36 融資限度額、融資利率等に変更はありませんが、平成27年10月1日から年間を通していつでも申込ができるようになりました。

Q37 企業立地促進資金（プロパー）は、どのような資金か？

A37 この資金は、周南市が今後育成したいと考えている事業分野を対象とした資金を用意することで、この分野での新たな企業立地を促すことを目的としたものです。

この資金を利用したい場合は、事前に商工振興課にご相談いただき、融資対象事業であるか確認のため、「企業立地促進資金融資対象事業確認書」の交付を受けていただく必要があります。